

産後ケアサービス付宿泊プラン利用規約

ホテル椿山荘東京では、産後ケアサービス付宿泊商品のご利用に際して、以下の利用規約を定めております。本プランをご利用される場合は、本利用規約、法令および一般に確立された慣習に従っていただきますようお願いいたします。

第1条（用語の定義）

- 本規約における、それぞれの用語の定義は以下のとおりです。
 - 「ホテル」とは、ホテル椿山荘東京（東京都文京区関口二丁目10番8号に所在）をいいます。
 - 「本プラン」とは、ホテルが販売する産後ケアサービスを付加した宿泊プランをいいます。
 - 「産後ケアサービス」とは、原則として母子手帳を保有する産後6か月未満の母とその乳児に対して当ホテルが提供するケアサービスをいい、ケアサービスの内容は、ホテルが決定し、変更することができるものとします。
 - 「利用者」とは、第2条により利用申込みを行ったうえで、本プランを利用する者および利用を予定する者を指します。
 - 「帯同利用者」とは、利用者が第2条に基づく利用申込みに際して、自己の本プラン利用期間において、同室にて宿泊利用を希望する者（利用者のパートナー、上のお子様、ご親族に限る）としてホテルに届け出た者を指します。
 - 「サービス提供者」とは、ホテルから委託を受けて、利用者に対して産後ケアサービスを提供する株式会社クレドインターナショナルを指します。
 - 「宿泊約款」とは、「ホテル椿山荘東京宿泊約款・利用規則」を指します。

第2条（予約・利用申込および宿泊契約の成立）

- 本プランの利用申込みは、本規約および宿泊約款にご同意のうえ、ホテル所定の方法および手続きにより、利用申込みをいただくようお願いいたします。
- 宿泊契約の成立は、宿泊約款の定めによるものとします。

第3条（予約取消および変更）

- 利用者が本サービスの利用申込みが成立した後に利用予約の取消および変更を行うときは、下表のとおり、違約金を収受いたします。

（1）取消料

利用取消の通知を受けた日	違約金の率
利用日の7日前以降	基本宿泊料の100%

（2）変更料

利用変更の通知を受けた日	違約金の率
利用日の7日前以降	基本宿泊料の100%

2. なお、本条第1項に規定する利用予約の変更とは、利用申込みが成立した時点から本プランの利用予定日数を減ずることをいい、利用日数の減少を伴わず、利用日程の変更のみを行う場合には、違約金は発生いたしません。
3. また、利用予約の変更事由が母子の健康状態に起因する場合、必要書類の提示をいただいた上で免除措置を講じる場合がございます。

第4条（ご利用の拒否および契約の解除）

1. ホテルは、次に掲げる場合において、ご利用またはご利用に際しての予約を初めからまたは途中でお断りする場合がございます。
 - (1) 天災地変、その他不可抗力（感染症の拡大を含む）、施設の故障、その他やむを得ない事由によりホテルの施設を利用できない場合
 - (2) 利用者または帯同利用者が次の事由のいずれかに該当する場合
 - ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）による指定暴力団および指定暴力団員等またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）
 - ②暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体またはその構成員
 - ③暴力団等が該当するものが役員となっている法人またはその構成員
 - ④法令または公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断された者
 - ⑤特定感染症患者等である者
 - (3) ホテルの他のお客さまに著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
 - (4) ホテルもしくはホテルの職員に対し、暴力的要求行為を行い、または、合理的範囲を超える負担を要求した場合
 - (5) 本規約および宿泊約款に違反した場合または違反する恐れがあるとホテルが判断した場合
 - (6) ホテル利用にあたり、その利用を容認できないとホテルが判断した場合

第5条（遵守事項）

利用者および帯同利用者は、本規約のほか宿泊約款、ホテルまたはサービス提供者の指示および本規約別紙の「産後ケアサービス利用規則」に従っていただきます。

第6条（改定）

ホテルは、次の場合には利用者および帯同利用者の個別の同意を要せず、本規約を変更することができるものとします。

- (1) 本規約の変更がユーザーの一般の利益に適合する場合
- (2) 本規約の変更が本サービス利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

第7条（個人情報の取扱い）

ホテルは、本プランの利用者および帯同利用者から取得した個人情報については、藤田観光株式会社「個人情報保護方針」に従い、適切に取り扱うものとします。

(別紙)

産後ケアサービス利用規則

1. 当サービスのご利用について

当サービスの利用者は、当サービスご利用期間は、常に健康保険証および母子健康手帳を携帯いただくようお願いいたします。

なお、当サービスでは法令に定める医療行為に該当する行為の提供はいたしかねますので、予めご了承ください。

また、安全な産後ケアサービス提供のため、宿泊前カウンセリングへのご協力をお願いいたします。

2. ベビールームの利用について

ベビールームでお預かりするのは、生後0～6か月未満までの乳児です。生後間もない乳児をケアするためのサービスであり、外出時の乳児及び兄弟姉妹の保育・託児サービスではありません。

また、離乳食の提供、お預かり、およびスタッフによる離乳食の食事介助は承っておりません。

3. 保険衛生上お守りいただきたい事項

- (1) 発熱または風邪の諸症状や感染症の疑いがある場合には、原則としてご利用をお断りいたします。
- (2) 利用予定者に疾病、疾患がある場合は、事前に医師の許可を得ていただきますようお願いいたします。

4. 保安上お守りいただきたい事項

- (1) 利用者のお持ち物は、自己の責任により管理していただくようお願いいたします。客室内にはホテルスタッフも清掃のために入室する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (2) ホテル館内において、不審者や不審物を発見した場合は、至急スタッフまでご連絡ください。

5. 産後ケアサービス利用中の外出について

- (1) 利用者が、サービス利用中にアマテラスエリアから外出する場合には、所定の手続きにより外出申請を行っていただくようお願いいたします。
- (2) 外出する際は、乳児のみを客室へ残すことがないようにしてください。
- (3) 外出の際は、ご自身の体調を十分ご考慮いただきますようお願いいたします。
- (4) 外出先から戻られた際は、必ずスタッフへ帰着連絡をお願いいたします。
- (5) 利用者の外出中の事故や怪我につきましては、ホテルでは一切の責任を負いかねます。

6. 家族等が利用者を訪問する場合について

- (1) 利用者のパートナー、上のお子様、ご親族の方以外は、利用者の客室への訪問をご遠慮ください。
- (2) 利用者が滞在する客室への訪問時間は22時までとさせていただきます。なお、時間外での訪問を希望する場合には、客室外のホテルロビー等でご面会いただくようお願いいたします。
- (3) 利用者をご訪問される方が本規約および宿泊約款に基づき利用者を訪問させることが適切でないと、ホテルが判断した場合には、ご訪問を拒否する場合がございます。
- (4) 感染症の流行により、面会制限が発生する場合がございます。

7. 緊急時の対応

- (1) ホテルは、24 時間体制でスタッフが常駐していますので、緊急のご用件を含め必要に応じてスタッフへお申し付けください。
- (2) 火災等が発生した場合は、ホテルスタッフの指示に従うようにしてください。なお、避難経路については、各客室内ドアに掲示してありますので、利用当日にご確認ください。
- (3) ホテルは、利用者に体調不良等があったときは、その求めにより近隣医療機関を紹介します。なお、受診にかかる医療費、交通費は、利用者ご自身で別途ご負担いただきます。
- (4) 利用者の体調急変など緊急の場合は、利用申込の際に届け出ていただいた緊急連絡先に連絡いたします。